



鳥取県公報

令和3年8月19日(木)
号外第80号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正（432）（経営支援課）	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正（433）（水産課）	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正（434）（〃）	4
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（435）（〃）	5

告 示

鳥取県告示第432号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和3年8月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

令和3年8月19日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第3条第1項の利子補給率			1 規則第3条第1項の利子補給率		
農業近代化資金の種類	利子補給率		農業近代化資金の種類	利子補給率	
農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号及び第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合			
1 規則別表第1号に掲げる資金	略	年0.80 パーセント	1 規則別表第1号に掲げる資金	略	年0.70 パーセント
2 規則別表第2号に掲げる資金	略	年0.80 パーセント	2 規則別表第2号に掲げる資金	略	年0.70 パーセント
3 規則別表第3号に掲げる	略	年0.80 パーセント	3 規則別表第3号に掲げる	略	年0.70 パーセント

資金			資金		
4 規則別 表第4号 に掲げる 資金	略	年0.80 パーセント	4 規則別 表第4号 に掲げる 資金	略	年0.70 パーセント
略			略		
7 規則別 表第7号 に掲げる 資金	略	年0.80 パーセント	7 規則別 表第7号 に掲げる 資金	略	年0.70 パーセント
8 規則別 表第8号 に掲げる 資金	略	年0.80 パーセント	8 規則別 表第8号 に掲げる 資金	略	年0.70 パーセント
2 規則第3条第2項の利子補給率			2 規則第3条第2項の利子補給率		
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率		利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント	
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> を超える <u>11年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.085パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.085パーセント		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年</u> を超える <u>10年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.085パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.085パーセント	
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年</u> を超える <u>12年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.09パーセント		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> を超える <u>11年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.09パーセント	
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>12年</u> を超える <u>13年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.095パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.095パーセント		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>11年</u> を超える <u>12年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.10パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント	
			規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>12年</u> を超える <u>13年</u> 以内であるも	年0.11パーセント	

		のに限る。) のうち市町村が年0.11パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	
		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金(償還期限が13年を超える14年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.12パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.12パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が <u>年0.10パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.10パーセント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が <u>年0.15パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.15パーセント</u>

鳥取県告示第433号

平成8年鳥取県告示第251号(漁業経営維持安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

令和3年8月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

令和3年8月19日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
<u>年0.20パーセント</u>	略	<u>年0.30パーセント</u>	略

鳥取県告示第434号

平成8年鳥取県告示第252号(漁業経営安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

令和3年8月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

令和3年8月19日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
資金の種類	貸付利率	資金の種類	貸付利率
規則別表第3号の資金	<u>年0.20パーセント</u>	規則別表第3号の資金	<u>年0.30パーセント</u>
規則別表第7号の資金	<u>年0.85パーセント</u>	規則別表第7号の資金	<u>年0.95パーセント</u>
その他の	<u>年0.20パーセント</u>	その他の	<u>年0.30パーセント</u>

資金				資金		
----	--	--	--	----	--	--

鳥取県告示第435号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

令和3年8月19日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

令和3年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
1 規則第2条第1項の利子補給率					1 規則第2条第1項の利子補給率				
漁業近代化資金の種類	利子補給率				漁業近代化資金の種類	利子補給率			

	資金融通法施行令 (昭和44年政令 第209号。以下「令」という。) 第1条第3号に規定する団体に限る。) に貸し付ける場合					資金融通法施行令 (昭和44年政令 第209号。以下「令」という。) 第1条第3号に規定する団体に限る。) に貸し付ける場合			
略									
4 規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.80 パーセント	年0.80 パーセント			4 規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.70 パーセント	
5 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.80 パーセント	年0.80 パーセント			5 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.70 パーセント	
略									
8 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.80 パーセント	年0.80 パーセント			8 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.70 パーセント	
9 規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.80 パーセント	年0.80 パーセント			9 規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.70 パーセント	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率									
利子補給率を上乗せする資金		上乗せする率							
規則別表第3号又は第4号に掲		年0.10パーセン							
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率									
利子補給率を上乗せする資金		上乗せする率							
規則別表第3号又は第4号に掲		年0.15パーセン							

げる資金のうち当該資金を借り 受けた者の所在地を所管する市 町村が年0.10パーセントの割合 で利子補給金を交付するもの	上	げる資金のうち当該資金を借り 受けた者の所在地を所管する市 町村が年0.15パーセントの割合 で利子補給金を交付するもの	上
---	---	---	---